

監理団体許可申請に係る提出書類一覧・確認表

R2.10.1

- 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（申請者確認欄の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、書類の番号順に並べ、本表とともに提出してください。
 なお、書類は、①正本（申請書、添付書類）1通、②副本（申請書、添付書類）1通、③副本（申請書）1通の順に並べ、ホッチキス等で綴じずに提出してください。
- 「提出の要否」欄の印の意味は以下のとおりです。
 - ◎： 監理事業所ごとに提出が必要なもの。
 - ： 必ず提出が必要なもの。
- 書式の欄の「省令様式」は必ず使用しなければならないもの、「参考様式」は必ず使用しなければならないものではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの。
- 監理団体の許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の資料の提出を求められることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。

申請者の名称

申請者の住所

代表者の氏名

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
①	監理団体許可関係書類一覧・確認表（本表）	本表	○	・申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類一式の一番上に綴じてください。	有	無
②	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	省令様式第11号	○		有	無
③	監理事業計画書	省令様式第12号	◎		有	無
④	申請者の概要書	参考様式第2-1号	○		有	無
⑤	組員・会員等の一覧表		○	・貴団体に所属する組員・会員等の「名称」「代表者名」「所在地」「電話番号」「業種」「技能実習生受入予定の有無」「1年間の1号生受入予定人数」「予定する取扱職種」を記載した一覧表。	有	無
⑥	登記事項証明書		○		有	無
⑦	定款又は寄付行為の写し		○		有	無
⑧	船員職業安定法第34条第1項の許可証の写し		○	・船員である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合に限りです。	有	無
⑨	直近2事業年度の貸借対照表の写し		○	・設立から1事業年度経過していない場合は、設立時の貸借対照表。 ・直近の事業年度で債務超過となっている場合、以下の措置により今期の決算において解消が確認されることが必要です。 ①増資が実施済みであること（登記簿等により確認ができること。） ②組員費・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確認されていること。	有	無
⑩	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し		○	・設立から1事業年度経過していない場合は、初年度の事業計画書及び収支予算書。	有	無
⑪	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し		○	・確定申告書は受け付けた税務署の受付印があるものに限りです。	有	無
⑫	直近2事業年度の法人税の納税証明書		○	・納税証明書は「その2」の所得金額の証明を提出してください。	有	無
⑬	預金残高証明書等の現金・預金の額を証する書類		○		有	無
⑭	監理事業所の土地・建物に係る不動産登記事項証明書		◎	・監理事業所が複数ある場合は、全てものを提出してください。 ・賃貸物件の場合も必要です。	有	無
⑮	監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し		◎	・監理事業所が複数ある場合は、全てものを提出してください。	有	無
⑯	監理事業所の平面図		◎	・物件の入口があるフロア及び監理事業所を置いているフロアの平面図（入口から監理事業所までの導線も記入→）。 ・面談スペースを含む監理事業所の平面図（オフィス家具の配置も記入→）。	有	無
⑰	監理事業所の写真		◎	・建物の全景、入口、看板、監理事業所内部の全景（2方向以上から撮影）、個人情報保管場所（施錠可能な設備であること）、面談スペース	有	無

番号	必要な書類	書式	提出の可否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
⑱	個人情報の適正管理に関する規程の写し		◎	・主務大臣が規程例を示しているので参考にしてください。	有	無
⑲	監理団体の組織体系図		○	・提出に際しては個人情報を取り扱う部署を明示してください。	有	無
⑳	監理団体の業務の運営に係る規程の写し（監理費表含む。）		◎	・主務大臣が規程例を示しているので参考にしてください。 ・講習手当や監理費表の外国の送出機関へ支払う費用は、取次ぎに関する契約書（協定書）に定める金額と合致しなければなりません。	有	無
㉑	申請者の誓約書	参考様式第2-2号	○		有	無
㉒	役員の住民票の写し（市区町村から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーをとるのではなく、市区町村から交付されたものを提出してください） ※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 1 法定代理人が個人の場合 法定代理人の住民票の写し 2 法定代理人が法人の場合 法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し		○	・役員全員分提出 ・マイナンバー及び住民票コードの記載のないもの。 ・日本人の場合は、 本籍の記載のあるもの 。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。	有	無
㉓	役員の履歴書	参考様式第2-3号	○	・役員全員分提出	有	無
㉔	監理責任者の住民票の写し		○	・複数の場合全員分提出 ・番号㉒と同様。	有	無
㉕	健康保険等の被保険者証の写し（監理責任者の常勤性が分かるもの）		○	・貴団体での加入状況が分かる健康保険等の被保険者証の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しなど ※健康保険の被保険者証の写しは「記号・番号・保険者番号」について、黒マジック等でマスキングをして見えないようにして提出してください。	有	無
㉖	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号	○	・複数の場合全員分提出	有	無
㉗	監理責任者等講習の受講証明書の写し		○	・複数の場合全員分提出 ・過去3年以内に受講したものを提出してください。	有	無
㉘	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-5号	○	・複数の場合全員分提出	有	無
㉙	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号	○	・指定外部役員の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。	有	無
㉚	外部監査人及び指定外部役員の講習の受講証明書の写し		○	・過去3年以内に受講したものを提出してください。 ・外部監査人及び指定外部役員に必要な講習は、監理責任者等講習です。	有	無
㉛	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-7号	○		有	無
㉜	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-8号	○	・外部監査の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。	有	無
㉝	外国の送出機関の概要書	参考様式第2-9号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
㉞	外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し		○	・外国政府認定送出機関に該当する場合に提出してください。 ・複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・機構HPの「送出国情報→外国政府認定送出機関一覧」より認定送出機関リストを出力し、対象の送出機関の該当部分に目印を付けて提出してください。	有	無
㉟	監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・日本語版と現地語版の双方を提出してください。 ・違約金等に該当する定めがないか、送出管理費の支払に使用する送出機関、監理団体双方の銀行口座の記載があるかを確認してください。 ・送出機関と覚書等を交わしている場合は、当該覚書等の写しも提出してください。入国前講習を委託している場合は、当該委託契約書の写しも提出してください。 ・違約金を受け取ることや監理費以外の手数料等を受けることを約する定めは違法であり、許可の取消し等の対象となります。	有	無
㊱	外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無

番号	必要な書類	書式	提出の可否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
③⑦	送出国の技能実習制度関係法令を明らかにする書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑧	外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑨	外国の送出機関の誓約書	参考様式第2-11号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④⑩	外国の送出機関の推薦状	参考様式第2-12号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④⑪	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④⑫	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号	○	・取扱職種の全てについて作成指導者の履歴書を提出してください。 ・経験年数欄に、各取扱職種について、どの事業所において、どの期間に従事したかが分かるように記載してください。	有	無
④⑬	優良要件適合申告書（監理団体）	参考様式第2-14号	○	・一般監理事業の許可を受けようとする場合に提出してください。 （別途、項目に応じて提出が求められている資料があります。）	有	無
★	特定の職種を実習監理しようとする場合に必要書類		○	・監理団体の許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などに提出が必要となります。具体的な書類は別途、確認してください。		
★	委任状	サンプルを機構HPに掲載	○	・申請書の提出や許可証等の受領を申請者以外に委任する場合に提出してください。 ・審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無
★	返信用封筒（申請受理票送付用）1枚	長形3号封筒 ※84円切手を貼付	○	・機構窓口で申請手続を行い、既に申請受付票を受領している場合は不要です。 ・郵送で申請書等が届いた場合、郵送で申請受理票を送付しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に84円分の切手を貼付してください。	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用）1枚	角形2号封筒 ※440円切手を貼付	○	・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に440円分の切手（簡易書留の郵送料）を貼付したものを又はレターパックを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請先である機構本部へお越しいただいた上で、結果を通知することになります。	有	無
☆	申請手数料（収入印紙）		○	・申請内容に応じた適正な金額に相当する収入印紙を②監理団体許可申請書/監理団体許可有効期間更新申請書（正本）の1枚目に貼付して納付してください。 基本額 1件につき 2,500円 加算額 事業所が2以上の場合 900円×（事業所数-1）	有	無
☆	調査手数料払込みを証する書類	調査手数料払込申告書 （台紙） （機構HPに掲載）	○	・申請内容に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・振込証明書は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。 基本額 1件につき 47,500円 加算額 事業所が2以上の場合 17,100円×（事業所数-1） 【監理団体の許可手数料専用振込先】 金融機関：三井住友銀行 支店名：東京公務部（トキヨウカム） 店番号：096 口座番号：0176809 口座名義：外国人技能実習機構（カクワシキノカクシヨクシヨクキョウ）	有	無
☆	登録免許税納付を証する書類	登録免許税納付申告書 （台紙） （機構HPに掲載）	○	・許可1件につき、登録免許税15,000円を事前に納付し、領収証書を貼付用台紙に添付し提出してください。 【納付場所：麹町税務署】 税目番号：221 税務署名：カクワシキノカクシヨクシヨクキョウ 税務署番号：00031017	有	無